

平成30年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年6月12日（火曜日）

○議事日程（第4号）

平成30年6月12日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼会計課長	佐 野 憲 司 君
政策調整課長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	内 山 雅 善 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君

環 境 課 長	竹 平 專 作 君
商 工 觀 光 課 長	北 村 琢 磨 君
商 工 觀 光 課 參 事	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	高 柳 伸 浩 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 總 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 總 合 病 院 總 務 課 長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教 育 委 員 會 教 育 總 務 課 長	内 山 洋 輔 君
教 育 委 員 會 生 涯 学 習 課 長	野 地 敬 史 君
教 育 委 員 會 教 育 總 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	大 川 太 君
監 查 委 員	千 種 伯 行 君
監 查 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	岩 本 功
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 查 係 長	高 芝 豐
議 事 ・ 調 查 係 書 記	相 賀 智 惠

[開議 午前 9時59分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

ここで、楠裕次議員から昨日の本会議における議案質疑の中での発言について、会議規則第65条の規定により、お手元の発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。したがって、楠議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

次に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番、濱中佳芳子議員、2番、内山將文議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、11番、高村泰徳議員。

[11番（高村泰徳議員）登壇]

11番（高村泰徳議員） おはようございます。

通告により、一般質問させていただきます。

加藤市長が就任され、4回目の定例会ということであり、一回りされたこととなります。加藤市長はスピード感を持って市政運営に当たっておられると感じております。

しかしながら、その市長の思いをもっと強く押し出してはと思います。今後の市の状態を考え、今の市に何が足りないのか、どうすればいいのかをお聞かせ願いたいと思います。加藤船長が尾鷲丸という船をどう導いていくのか、市民をどちらの方向に導いていくかをお示しいただきたいと思います。今回の質問は、ほ

とんど提案であります、よくわかる答弁をお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

今、スポーツニュースで話題といえば、二刀流で大活躍の大リーグの大谷選手であります。皆に元気を与え、夢を与えるまちづくりも住民には住んでよかった、元気をもらい、夢がある、そういうまちづくりをしないといけないと思います。尾鷲市のまちづくりには国策と当市の特色を生かし、二刀流で強力に押し進めていただきたいと思います。

まず初めに、中部電力様の三田火力発電所の廃止という、非常にショッキングなニュースがありました。跡地活用については、中部電力様と市が活用策の検討を行う協定書が締結されたことが発表されたところでもあります。

この跡地利用は、尾鷲を復活させるのに非常に重要であると考えます。ピンチはチャンスであります。火力発電所があることにより、燃料輸送に必要な港湾が整備されております。また、港湾に面した跡地を利用し、人口をふやし、活性化を図るには、国の機関、施設を誘致することが重要ではないかと考えます。

例えばですが、海上自衛隊を誘致すれば、隊員だけでなく、隊員の家族も定住してくれると思いますので、人口をふやすことができ、若年層の世帯の定住は子供の人数もふえることから、非常に活性化すると思います。

また、火力発電の石油タンクを生かして、燃料備蓄地や消火剤備蓄地として、国の防災拠点として指定していただくという方法もあると思います。

市長は、国策の機関、施設の整備についてどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

次に、また、観光施設としてシーバス施設を活用した釣り公園を整備していただくことも一つの方法であると思います。この設備により、全国から家族が来ていただき、釣った魚を自分で調理し、食べることができるというような施設が併設されていれば、全国から釣り客でなく家族も来るようになり、交流人口がふえるものと思われれます。

市長は、火力跡地についてどのようなお考えでしょうか。お考えをお示し願います。

次であります、尾鷲の魅力といえば自然が豊かにあることです。私は30年前の一般質問で、尾鷲の自然を生かしたオートキャンプ場をつくり、都会から交流人口をふやすように努めてはどうかと提案しました。これは、紀北町のキャンプ i n n 海山が大変活況なのを見ますと、今でも尾鷲でも十分に可能性がある

思います。私は、名古屋在住の孫が去年、キャンプ i n n 海山を予約しようとしたのですが、予約でいっぱいでした。運よくキャンセルが出て、キャンプを体験することができ、大変喜んでいたことを覚えています。その孫に、なぜ尾鷲にはキャンプがないのと聞かれました。尾鷲にあつたら行くかと尋ねると、行くと即答でした。他の市外の人に聞いても、オートキャンプ場は非常に魅力的であるとのことでした。

観光による交流人口の増加を目指し、十分な需要のあるオートキャンプ場等の整備を進められてはいかがでしょうか。観光交流に当たり、市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、パワースポットの発信であります。

パワースポットについては、若い女性がパワースポットめぐりをされている記事をよく見ます。尾鷲にもパワースポットはあるらしく、そういった（聴取不能）があるようですが、散策のポイントとして情報発信していったらどうかと考えるところです。

しかしながら、行政がなかなか明快な根拠のないものについては、話が進めにくいものと思いますので、尾鷲観光物産協会や旅行会社を中心となってそれらのストーリーを考えていくような取り組みを促してはどうでしょうか。やりにくいことは承知ですが、観光振興においてもやはりストーリー性も大事ではないかと考えます。

パワースポットに限らず、市内の観光スポットについてもその観点での整理と、そして、おもしろい物語をつくって歴史文化を発信されてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、市長が市政推進に当たり七つのプロジェクトチームが立ち上がり、プロジェクトチームで市政運営の検討は進められていると思いますが、住んでよかった、元気をもらい夢があるといったまちづくりにどう資するのか、その成果がどのように市民に還元されているのかについて、進捗状況も含めお示しいただけないでしょうか。

次に、休耕地対策についてであります。

私は休耕地対策として8年前にユズの栽培を提案した一人です。その際、提案で四国の馬路村では、農協が農家から買い取る価格は1キロ190円であるのに対し、尾鷲市でもユズを栽培し、県内業者が買っていただく場合では1キロ250円ということであったので、よい価格で買っていただけるとし、推奨いたしま

した。岩田市政では何も動こうとしなかった経緯がございます。馬路村では現在、年商30億円以上となっているのに残念でなりません。

そこで、この提案に対し、加藤市長はどう思われるかお答え願います。

次に、違った方向から提案したい。

全国的に休耕地の増加が問題となっていますが、尾鷲市においても高齢化による耕作者が減少などの理由により、休耕地が増加しています。現在、市内において頑張って耕作をしておられる方もおりますが、尾鷲市では急斜面の農地が多いため解決をしていくのは困難であることから、尾鷲市でも何か対策を打ち出す必要があると考えています。市内で畑を耕したい方がおられますが、農地を所有していないためできない場合があります。

そこで、法令などが原因で耕作できない方、所有している農地と耕作したいができない方をつなげるために市が間に入り、休耕地の情報を市民に提供してはどうかと思います。このことにより、信頼性が増して、貸して安心するため農業が活性化し、休耕地の解消が獣害対策にもつながっていくと考えます。

この提案に対してどう思われるか、お答え願います。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） ただいま高村議員のほうから非常に具体的ないろんな施策を御提案していただきましてありがとうございます。その件につきましては、一応、まず、私の考えの概略についてだけまずお話しして大いに議論していきたいと、このように考えております。

まず、順番に御質問のあった分を一括して御回答させていただきたいと思っております。

まず、尾鷲三田火力発電所の跡地利用について、国策の誘致及び集客関連整備についてであります。

先月25日に締結しました尾鷲三田火力発電所用地の活用検討に関する協定によりまして、今後の利活用につきましては、市民の皆様を初め、関係団体等からも広く御意見をいただきながら、あらゆる可能性、これについて検討しなければならないと、このように考えております。国策の誘致のみならず、集客交流関連の事業などは、さまざまな分野において、特に、今、尾鷲であるのは人口減少対策、あるいは、地域経済の活性化対策などの重要課題というものを念頭に置きな

がら、積極的に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

議員御提案の海上自衛隊の基地やタンク群を活用した防災関連の国策誘致につきましては、附帯する具体的な効果を含めた私は御提案であると思っております。これも一応、具体的にするにはどうしたらいいのか、現状の今のこういう需要がどうなのか、そういったところからやはり積極的に取り組んでいく必要が、検討していく必要が、この件につきましては検討していく要素が十分あるんじゃないかと考えております。

また、シーバスの活用にかかわる御提案につきましては、集客交流の観点、こういったものから私は効果が見込める内容であると考えております。これを導入するについてもいろんな諸課題等々あると思いますので、そういったものをクリアにしながらか、あわせて検討していきたいと、このように考えております。

今後、発電所用地の活用検討につきましては、まず、本市と中部電力、私は、そして尾鷲商工会議所にも参画を依頼しております。そういった中で協議体をまず組織していったら、その協議体において議員の皆様、あるいは、市民の皆様からのさまざまな御意見や御提案をいただきながら、先ほども申しましたように、あらゆる可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、もうぜひ御協力のほど、お願い申し上げたいと思います。

根本は、先ほど申しましたように、この人口減少の対策をどう講じていくのか、あるいは、地域経済の活性化対策をどう考えて、この重要課題というものを、こういう中部電力のこういう跡地の中でどう具体的に行っていくのか、こういうことが問題になると私は考えております。

次に、交流人口をふやすための体験学などの振興策としまして、オートキャンプ場等の整備について、これにつきましてお答え申し上げます。

昨今のオートキャンプ参加人口は、平成25年から4年連続で増加して、特に、子育て世代の方たちが多く利用されていると、そういう推計値が発表されておまして、自然の中で時間を過ごすことに魅力を感じている人が多くなっていると推測できるところであります、こういう数字の中から。特に、近隣団体の例を見ましても、キャンプ場は人気の観光要素であると受けとめております。

そういう自然環境が尾鷲には一応、環境はきちんと整っていると私は思っております。こういう観光集客施設につきましては、ただ、そのものだけの単体で考えるんじゃないしに、複合的な要素を組み入れた、先ほどもおっしゃってみえたストーリー性を構築した上で総合的に魅力あるものにして感じていただけるものと

私は考えております。

今後は、さまざまな観光要素の取り入れをどのように構築していくかを、こういうことを含め検討した上で、議員が常々おっしゃっていますように、スピード感を持って進めてまいりたいと、このように考えております。

次のパワースポットの発信についてでございます。

特に本市はどうかというと、熊野三山、そして、伊勢神宮の間に位置しまして、過去にはお熊野と呼ばれ、また、自然崇拜の磐座信仰やあるいは巨岩信仰が行われていた地域として、この場所はそういうものであると聞き及んでおります。

また、古来より本市における民話や口伝等による話が多数ございます。

さらに、議員も先ほどおっしゃっていましたように、パワースポットに関しましては世の中でも大きく取り扱われております。身近なところで、女性に御利益があるとする鳥羽市の石神さん、これが若い女性が多く訪れていることは記憶に新しいところであります。

反面、議員がおっしゃっていますように、パワースポットなどの明確な根拠性がないものについては、行政が直接かかわりづらいことも確かであります。以前には、県が作成したガイドブックのパワースポット三重、ここに尾鷲神社の縁結びの夫婦楠が、クスノキですね、これが掲載されてあったり、あるいは、桑名市観光協会が桑名観光パワースポットを発刊していたり、そういう例がございます。本市も独自性のある自然、歴史、文化等があることから、これらを組み合わせ、多様な角度からこの魅力を発信することで、それらを集客につなげることが可能であると考えております。

特に私が考えますのは、私は皆さんがこれぞというような、こういう思うことがあるわけなんですね。まず、その思いだけでなく、じゃ、これぞと思ったら、その思いをどういうふう to それを実現するために、具体的に計画を策定しながら、活性化につながる行動を起こしてほしいということは常日ごろから市民の皆様へ訴えかけております。そういうことでもって、そういうことが徐々に徐々に芽生えてきたときに、市としてはどうしてもやっぱり協力せざるを得ないという、しなければならぬと私は考えております。

このことから、必要に応じて本市が主体となったり、関係団体が主体となったりして、先ほど議員がおっしゃられた、二刀流ではございませんが、それぞれの役割によって情報の整理や発信を行い、具体的施策の構築にまで入ってまいりたいと、このように考えております。

次に、市政改革プロジェクトの件でございますけれども、この進捗状況がどうなっているのかと。議員、もう御高承のとおり、本プロジェクトにつきましては、昨年10月に本市の抱える諸課題に対する迅速な対策が必要と考え、私を本部長として市政推進プロジェクト本部を設置し、具体的な計画を策定する七つのプロジェクト、これを立ち上げました。

プロジェクトメンバーには、柔軟な発想による具体的な計画の立案を期待しまして、直接携わる部門だけではなく、その職員だけではなく、職務経験が豊富な課長級をまず中心としながら、全庁を挙げてそれぞれの部署の垣根を超えたチームを構成いたしました。

このプロジェクトのうち、行財政改革、あるいは、観光事業再構築、尾鷲活性化拠点、ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーン、尾鷲総合病院再生のこの五つのプロジェクトにつきましては、昨年度末までには具体的な方向性、この方向性を示し、担当課において現在、ブレークダウンしまして、落として、担当課、それぞれ組織に落として現在取り組んでいるところでございます。

また、現在も今までどおり継続しておりますのが、尾鷲ヒノキ販路開発の問題、水産事業再生の二つのプロジェクトにつきましては、それぞれの検討経過並びに進捗状況につきましては、後ほど副市長より説明いたさせます。

次に、休耕地の対策についてでございます。

まず、議員御提案のユズ栽培につきましては、馬路村の成功事例もあることから、有効な農地活用の一つ的手段として今後、検証はしなきゃならないなど。御提案のあった分について、そのままほっておくんじゃないし、やはりまずやっぱり検証する必要があると思います。

次に、休耕地、この対策についてであります。

本市では、市民や移住者が農地を取得し、農業に携わりやすいように、大阪市農業委員会により本年度から農地取得下限面積、これが引き下げられております。

また、畑を耕したい方がいて、農地がないためできない状況であることから、休耕地の解消などにつなげるために農地の情報提供が必要であると考えております。

このことから、本市では農地の情報を提供していくための手段として、本市独自の農地バンク制度、この実施に向け、検討しております。この農地バンク制度とは、高齢などが原因で耕作できない方が所有している農地情報をまず収集し、そして、農地所有者が売買、貸し付けの意思があれば、市のホームページや広報

などを通じて情報提供を行っていくと。

そして、この件につきましては、私が記憶する担当課に指示したのは、議員のほうからこの提案はあった、これは記憶しております。そのために具体的にどういうふうな形になるのか。議員御指摘のとおり、やはりこのところに市がいかにして仲介するかということを含めて、今、担当部門のほうの担当課のほうで検討させて、その方向で今、具体的に検討に入っております。

この制度を活用し、耕作したい人と耕作できない方をマッチングさせると、そういう休耕地の解消と農業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、議員の御質問、御提案に対しまして一括回答をさせていただきました。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） それでは、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクト及び水産事業再生プロジェクトについて御説明申し上げます。

まず、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトでございますけれども、尾鷲ヒノキのブランド力の向上、付加価値の高い商品づくり、販路拡大を目的とした三つの柱をもとに、これを達成するための具体的な取り組みを林業関係者及び行政が一体となって協議を重ねてまいりました。この協議の結果、地域独自のサプライチェーンマネジメント事業、木材販売営業強化事業、木工製品販売事業、商業施設木材利用促進事業、尾鷲ヒノキ育林技術継承事業、尾鷲ヒノキ商標登録事業の六つの事業を策定しまして、6カ年計画のロードマップを作成いたしました。

本年度におきましては、この六つの事業に対しましてこの地域の林業が直面している課題や問題点の洗い出しを行い、今後必要となる事業や経費などを検討してまいります。

また、木工製品販売事業におきましては、木工製品の商品リストの収集を進めており、直ちにPR活動ができるように努めているところでございます。

次に、水産事業再生プロジェクトについてでございます。

本プロジェクトは、水産資源の減少であるとか、魚価の低迷など水産業を取り巻く厳しい環境の中で水産業の再生に向けた施策の検討を行ってまいりました。

特に、漁業者の高齢化の進展であるとか、担い手の不足という状況に対応するために漁業者と連携しまして、担い手を地域で受け入れていただく体制の整備であるとか、就業支援を継続しております。その結果、昨年度は梶賀大敷で1名、早田大敷で1名が就業していただき、地域への定住にもつながりつつあるところ

でございます。

また、本年度の具体的な取り組みの一つとしましては、漁業者が取り組んでいただいている高鮮度保持技術の実践拡大を支援するため、研究機関などと連携し、四季の旬の魚の活け方に取り組んでおり、これまでに得られた科学データなどを活用しまして、尾鷲の魚がなぜおいしいのかといった情報発信であるとかPRなどを行ってまいります。

二つのプロジェクトについての説明は以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） 市長の本当によくわかる答弁を聞きまして安心しました。

ただ、1点、ちょっと私の気持ちと合わないところがあります。それは、やっぱり広く市民に聞くということは、大体こういうものをどうかという提案をするわけです。その場合、市民は必ず1人か2人は反対者がいるものなんです、どういう場合にでも。でも市長は、このことは尾鷲にとってプラスになる、尾鷲のためになると思ったので、市長が本当にみんな、俺の考えについてこいというリーダーシップ、そういうものをあらわしていただいて、今の尾鷲人にはそれが足りないと思いますよ。そういうことをしてオール尾鷲でやっていけば、できないこと、ないと思います。何事も尾鷲のために頑張っていただきたいと思います。

それじゃ、一つずつ行きます。

まず、海上自衛隊の件ですけど、これはみんな絵に描いてわかっていると思いますので除きます。中電タンク群は、説明不足でどういうことを高村は言っておるんだという市民の声があると思うので、ちょっと説明いたします。

この防災拠点というのはタンクがある中で、国の防災拠点としてもらったらいいわけですが、東海・近畿地区で、例えば、この前、阪神大震災があったとき大火事ありましたね。そういうときにジェットヘリで助けに行くと、20分から30分で大阪に着くわけです。それで消火をする。それで、この前、吉野の山火事がありました。そういう場合でもヘリで消火をしに行けば、安心して短時間で消せるという、そういう仕組みです。

それで、タンクの中にはやはり水と消火剤を入れておかなんので、最低五つぐらいは要ると思いますけど、そういうものができれば中電さんも国の予算が入るし、尾鷲市にも国のいろいろなことがやっていただく、それで、また、雇用も生まれると思います。そういうのをちょっと私も勉強しまして、提案したわけです。

それについて、市長、どう思われます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） この話につきましては、さっき思い浮かべてみましたんですけども、この地方にそういう備蓄用のそういう防災関連のものがあるとした場合に、確かにおっしゃるとおり、私も阪神淡路大震災のときに神戸の長田区のほうで大変な火事だったんですね。あれの消火をどういうふうに行っているかと、かなり時間かかったと思います。こういうことも適応できるんじゃないかというような、それは非常にわかりやすい話だと思います。

あとは、国のほうの国策としてどういう方向で進めていこうとしているのか、この辺のところを我々としてもそういう知識なり、そういう情報を得なければならぬと思います。だから、そういうことも含めまして、これは逆に聞きたいんですけども、防災関連の国策となりますと、省庁としてはどちらになるのかということなんですよね。そういう、だから、こういう意味では総務省か、そういった、その辺のところも我々としてはいろいろとあれしながら、きちんと認識しながら、この件についてはただ単にもう最初から無理やでというような話じゃなしに、やっぱり、先ほども申しましたように、検討する余地は十分あると思いますので、十分その辺のところは考えていきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） やっぱり私は提案しますね。行政のほうで細かいことは調べて、たしか二つの国の省庁がまたがっていると思いました。私の提案では、市長はそれには気分は乗らないとかはっきり言ってもらったらいんです。頭に第1候補としてインプットするとか、そういうことを言ってもらったらくわりますから。それで、よろしく調査してください。

それで、次、シーバスの釣り公園ですが、このことは交流人口が増すと思うんですね。やはり釣りの好きな人もいるし、それで、家族で来た場合に、家族同士の会話というんですか、コミュニケーションが生まれて、教育にもやっぱり影響は出てくると思うんです。通告になかったので、教育問題は言わないんですけど、そういうことも考えておいてください。やはり人間は、体験学習といって、体験することによって人間は大きくなっていくと思うので、ぜひとも釣り公園に関して、市長も考えてみてください。

どうですか、市長。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） シーバスの釣り公園の話については、私、いろいろと皆さん方

から、市長といって声をかけられるんですよね。今度、中電どないするのと、中電の跡地というのは、いろんな人からシーバスの関係の中で釣り公園にしたらという御意見は非常に多いです。個人的には私はそういう交流人口をふやす、個人的じゃなしに、尾鷲の市として、やっぱり交流人口をどんどんどんどんやっぱりふやす策をつくっていかなきゃならない、それは大きなやっぱり施策の大きな一つであると私自身は考えております。だから、それを具体的に皆さん方の声が多いからするんじゃないしに、私自身も個人的には非常にこういうそのものは必要であろうかと思えます。

だけれども、やっぱり先ほど申しましたように、意見は意見として提案して、強めにいきますけれども、あくまでもこれは協議体の中で一応、最終的に決めるのであって、だから、そうすると、やはり私一人の声だけじゃなしに、議員の方々、市民の方々の声が大でありますので、それがやっぱり一つの大きな意見、施策の一つということにつながると思えますので、そういう話については、どんどんどんどんいろんな御提案をいただければ、それについてきちんとした対応はしていきたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） ありがとうございます。よろしく頼みます。何でも進めるときは、まず市長はええか悪いかで、やったらええかというのを、まず人に言わなくてもいいから決めてください。そうしたら、前へ進むのが早くなる。

次に、オートキャンプ場のことですが、これは、海山がやったのは、私の一般質問したすぐやったんです。それで、今では年間500万円の黒字を出しているんですね。そして、都会の人なんか、こういう体験をしたい人はたくさんいるんです。ぜひとも自然豊かな尾鷲でありますから進めてほしいと思えます。

その進める上で、尾鷲はヒノキがありますね。雨も多い。間伐材を利用して、雨よけなんかを使ったら、二重、三重の林業波及にもなるし、いろいろ足が伸ばせるのではないかと思いますけど、市長、どう思われます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） オートキャンプの今、これだけ人気になっているということも認識しておりますし、やはり自然を活用したこういうものについては、非常に重要な施策のものであると考えております。そうした場合に、どういうふう具体的に持っていくのかということについては、一からやり出すことは非常に難しゅうございます。ただ、いろんな事例がございます。

もう一つは、やっぱり現存した中部電力跡地をどうしていくのかという、その候補の一つかもわからないと。そういうことも含めて、やっぱりこのオートキャンプをどういうふうにして尾鷲で展開していくのかということにつきましては、やはり私は前向きに検討していきたいと、このように思っております。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） これもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、パワースポットですが、4年前に県はアンケート調査をしたんです。三重県に来る外来者、どういうアンケートかというのと、なぜ来たのか、三重県にどんな魅力を感じたのかということでアンケートをしました。その1番にパワースポットが出たんです。ということは、パワースポットの関心ある人が多いということなんです。このことを県がしたというのを副市長、知っていました。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） ちょっと担当部署ではありませんけど、県のほうでパワースポット三重という冊子を発行させていただきまして、三重県でいろいろ点在するパワースポットの紹介をさせていただいて、観光集客につなげたという事実は存じております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） やはりで我々が考えなあかんことは、今の人は何を求めておるかということが一番に考えると、やっぱりパワースポット、三重県でいう伊勢神宮があるからやっぱり魅力があると思うんです。年間1,300万人の人が伊勢神宮に来ている。そのうち、1割でもいいから関心のある人を尾鷲に呼んだら、それが130万人です。毎日がヤーヤ祭りなんですよ。そういう夢のある構想を描いていただきたい。

それで、パワースポットといえば、日本ができたときに尾鷲の水地、そこに最初に神さんがおりられたというのを聞いています。そういう日本昔話みたいな絵本で発信すれば、本当に夢があって、あっ、尾鷲ってどんなところやろうと思う人は多いと思いますよ。そういうのを発信すべきだと思います。

それで、市長は知っていますか。その近くで、10メートルもある滝があるのを知っています。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 申しわけございません。滝があるということはお聞きしました。

それは、まだ見ておりません。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） もし知らなければ、私、連れていきます。僕は一度、滝行をやったんです。それで、自分のことを何か邪念を払うためにやったんですけど、私にはやっぱり邪念は残ってしまっていて、宝くじ当たるかなとか、女の人にもてるかなとか邪念は多いのでだめでしたけど、やっぱり人間はそういう修行をして、やっぱり心を広くする努力、必要だと思います。

そういうので、修験者に聞いたんですけど、7月になると不動明王ですか、あらわれて金粉をまいてくれるということを聞きました。そういうことも発信したら、見えないので、うそかもしれないけど、そういう人が、見える人がいるので、聞いた人はやっぱり行きたいなと思う人もあらわれるんじゃないかと、そういうことは私の聞いておる範囲で七つ場所があるらしいです。その人らに言わずと、火柱が見えて、その火柱を目当てに山歩きをやっとるらしいです。そういうことを発信して、見た人は、あっ、私も行ってみたいなという人が何人おるかですね。

やっぱり行動を起こさな、何事もよくならないと思います。何もしなかったらほんまに人口は減って、本当に元気のないまちになってしまいますから、ぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、プロジェクトの件であります。これはやはり市長の顔であって、市長のカラーが出るものですから、絵に描いた餅で終わらせないためにも最終的にはどうしていくのかということをも市民の皆さんにわかっていただき、ぜひ成功させていただきたいと思います。

ちょっと何かありましたら、担当課でもよろしい。ないですか。

議長（三鬼孝之議員） 担当課、政策調整課長。

政策調整課長（大和勝浩君） 今、七つのうちの二つが残っておって、あとは原課のほうで対応しておると。原課のほうでもそれぞれ目標を持って達成に向かって現在取り組んでおりますので、報告できる場面が来れば報告するというスタイルをとっていきたくて今後も思っておりますので、その際、よろしく御協力お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、休耕田の問題ですが、私はユズを提案してから何もしなかったのも、この欠点は一つあるんです。ユズを植えてから実がなるまで6年かかるんです。

何もしなかった方、高齢者の人が一步踏み出すには、その6年というのは本当にしんどいと思います。それを考えると、私も後継者がいれば別ですけど、やれと言にくいところがあるんです。

それと、もう一つ、製油会社がない。三重県の製油会社がユズを買ってくれるんです。その製油会社が本当に尾鷲が真剣にやってくれたら、拠点を尾鷲に持ってくれたんですけど、しなかったので、ピネありますね、そこを社長のポケットマネーで買って、道の駅とか、交流するために今、大分発展しています。買うまでは本当に潰れかけみたいなところだったんですわ。それが生き返って、すばらしくなりました。これが尾鷲にできたら雇用もできたと思いますけど、終わったことは仕方ない。

次の何か手段を考えればいいことであって、その点で私は今度提案した畑を貸した人、借りた人の真ん中に市の職員が入ってお世話をする。例えば、高齢者で貸したい人が亡くなった場合でも、息子さんがよそにおいて定年して帰ってきた場合、市の職員がちゃんと間に入っていれば話はつけやすいし、今後、その人が後を継ぐのか、また、その人、借りてもらった人に続けてやってもらうのかというのは、スムーズに話がいくと思います。ぜひとも進めていただきたい。

市長、何かありました。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの休耕地の話につきましては、申しあげましたように、議員の提案をどうやって具体的に市として関与してやっていくかということについては、今、水産農林課のほうで進めておりますと。

ちょっとまた申しわけございません、私の原稿の中で、どこだったっけ、説明の中で、農業委員会の話でございまして、そのときに尾鷲市農業委員会というのを何か大阪市農林委員会というのを間違えてあれしましたので、また、訂正しておわびさせていただきます。

あと、一つだけ、先ほどのことのちょっと追加で御報告はさせていただきたいんですけれども、七つのプロジェクトについての最終的な目的、目標というのはこれは変更しておりません。ただ、昨年10月にも申しあげましたように、プロジェクトというのは、極力私自身は、要するに方向性が決まれば、要するに担当所属間で徹底的にやっていくというのが、こういう考え方をしておりまして、ある程度の方向性が決まった五つのプロジェクトについては、組織のほうできちんと進めております。そのためには、毎月毎月開催しております三役課長会議で

その辺のところは私のほうから徹底的に追及して、遅いところは早くやれと、具体的じゃないところは具体的にやるとか、そういうことをやりながら、七つのプロジェクトについては成功させていきたいと、このように考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） 農業委員会の話が出たのでちょっと一言言いたいんですけど、私も過去に農業委員だったときがあります。そのときは、農地の転用の問題だけで開催していたんです。それ、僕ももったいないと思うのは、やはり尾鷲の農業、未来の農業をどうするかぐらいは検討したらいいと思いますので、課長、もしそういう話があったら、実態を聞きたいんですけど、やっていますか。

議長（三鬼孝之議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 現在、農業委員会におきましては、主に、議員さんが言われるとおり、農地転用許可の審査などの業務を行っておりますが、これまでも農業振興に係る議題において議論を交わさせていただいております。今後におきましてもまた尾鷲の農業振興を図っていきたいと思っておりますので、また今後とも御協力よろしく願いしたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） 私は思うに、もう一步踏み込んで、月に一遍集まってくるんだから、やっぱり時代の、例えば、トマト栽培においてたる栽培をして、ハウスですよ、それを食べれば非常に甘いとそういう情報もありますから、そういうことについて勉強会なんかするようなシステムというのかな、そういうものを考えられないかと思うんですけど、どうですか。

議長（三鬼孝之議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 議員が提案されましたたるを使ったトマト栽培につきましても、農業振興策としても有効なものであると考えております。

また、農業委員会におきましてもこういった情報を収集するとともに、委員の方々の協力を仰ぎながら、農業振興対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） ぜひともいろんな勉強のメニューをつくって、進化してほかってほしいと思っております。

それで、この問題は最後には自分のつくった野菜なんかを農家の人が夢古道とか道の駅とか出して収入があれば、これこそ夢があって、生きがいにも通じると思います。この生きがいは、尾鷲人の生きがい対策にも通じるところがあると思うんです。

その点において、福祉課長、何か意見がありましたらお願いします。

議長（三鬼孝之議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） それらにつきましても議員のおっしゃられたことも含めて今後、検討していきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 11番、高村議員。

11番（高村泰徳議員） よろしく申し上げます。やはり高齢者の人は、やはり生きがい対策で、夢のある人生を送りたい人が多いです。よろしくお願ひしたい。

最後に、市長に、まちづくりも何もかも野菜づくりも本当に夢があって、生きがいがあって、元気になるまちを望んでおります。お互いにみんな、オール尾鷲でそういうまちづくりをしていったらいいと思います。お願いします。

これで、一般質問を終わります。

最後に、市長、お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃっている意味、非常によく認識しております。先ほどの高齢者が要するに野菜物をつくって、それを売る場所、いろんな道の駅とか云々という、もうこういうことについても非常にいろんな事例はあります。私も前の会社で地産地消という形でいろんな農家を回りながら、スーパーでこの人がつくったトマトとか、この人がつくったキャベツとか、そういったものをやった経験もございますし、それはやっぱり高齢者にとっての生きがいになると思えますし、そういったこと、つくる側と売る側と買う側、こういったものがマッチングするような形のものにとって、そういうふうにしていって、いかにして具体的なことを早く行っていくか、これは非常に今の市にとって非常に重要だと。高村議員がおっしゃっているスピード感、これは絶対私は必要だと私も感じております。そういう方向で市政を運営してまいりたいと、このように考えておりますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） よろしいですか。

ここで休憩いたします。再開は11時10分からいたします。

〔休憩 午前10時53分〕

[再開 午前11時09分]

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、楠裕次議員。

[4番（楠裕次議員）登壇]

4番（楠裕次議員） それでは、一般質問のちょうど真ん中の5番目で質問させていただきます。

まず、初めに、市長におかれましては、この1年、心身の休むことができないほど尾鷲市の現状をひしひしと感じているところではないかと思えます。また、一方で、市長と市長の補助員である職員と一丸となって改革を進めていることについては拍手を送りたいと思えます。

私自身、あっという間の1年でした。この間、質疑並びに一般質問させていただきましたが、前進した案件もあれば、すばらしい答弁をいただきましたが、何をしているのか、実績がどうなっているのか不明なものもあります。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1項目め、発電事業者の事業廃止による今後の尾鷲市のまちづくりについてです。

2項目めは、都市計画税について。

まず、ごみ焼却施設の事業契約に当たり、市が発電事業者に協議の申し入れを行い、その申し入れを承るとの返答をもらい、その後、概要が新聞報道されています。その報道後に市民からの問い合わせがありました。発電所の跡地にごみ焼却場が決まっているんですかと。私は協議することは決まったけど、施設の設置の詳細は何も決まっていませんよという返答をしておきました。

ここで確認しておきたいことは、市民に対して適切な情報が提供していないことがこういうことを招いているんじゃないかというふうに常々思っております。市長もいろいろ業務で大変でしょうけど、施設設置に向けてはさまざまな手続が必要だけの発言ではなく、一部事務組合の準備の関係、その他都市計画法による手続、環境アセスメント等、そのスキームを広報でしっかり知らせるべきだと思っております。

そこで、何点か確認します。

1点目、発電事業地に施設設置が仮に確定したとき、都市計画上の取り扱い、また、特に位置づけをどうするのか、この辺の確認ですね。

2点目、位置づけに当たって総合計画及び都市計画マスタープランの改定作業

を行うかどうか、この辺の確認をしていきたいと思います。

次に、3点目、今回の旧市街地のまちについてゾーニングの見直しをされるのかどうか。というのは、今回のこういう施設づくりが尾鷲市の最後の大きな事業じゃないかと思いますので、全体のまちづくり、市街地のあり方も検討する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

2項目めは、都市計画税についてです。

都市計画税については大正8年に創成されまして、さまざまな変化をたどりながら、昭和31年に改めて都市計画税が創成されております。この年の前後はオリンピック前ですから、地方財政危機にあつて、都市基盤に受益者負担の制度を拡大して財源を確保したと、努めたというふうに言われております。

それで、それでは、1点目として、都市計画税の今後の活用について。

2点目、都市計画税の活用や都市施設の設置に当たり、手続上、事業認可とか事業承認など手続を踏まないと決定できないことになっております。これらを踏まえて、市長の対応、考え方について答弁をいただきたいと思います。

簡単ですが、以上、壇上からの質問といたします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） では、楠議員の御質問に対しまして御回答申し上げます。

発電事業者の事業廃止に伴う今後のまちづくり方針について、まず、跡地利用による都市計画上の位置づけについてお答えします。

中部電力尾鷲三田火力発電所用地の有効活用につきましては、本年2月に1号機、3号機を本年度中に廃止するという報告がありましたが、中部電力からはあらゆる検討における可能性の一つとして、エネルギー地産地消を中心とした地域活性化モデルを本市と共同で検討したいとの御提案をいただいたところであります。

このことから、本市としましては中部電力とのパートナーシップをより発展的に強化することが重要であると判断したことから、先月25日に火力発電所用地の活用検討に関する協定を締結したところであります。この協定は、本市における地域の活性化につながる大きな力になるものと捉えており、今後、その用地活用に関してあらゆる検討を行っていく考えであります。

そのような状況の中で、活用検討を行う火力発電所用地は一体の都市として総合的に整備や開発等が必要である区域として都市計画法の規定に基づく都市計画

区域として指定されております。また、土地利用の用途が制限される用途地域等は指定されていないため、土地利用に関する規制はありませんが、都市計画法の規定に基づく都市施設を建設しようとする場合には、必要に応じて都市計画決定を行い事業が進められることとなります。

広域ごみ処理施設につきましては、都市計画法第11条第1項第3号のごみ焼却場が該当し、都市計画法の事業認可を取得した場合には、都市計画事業として整備が進められることとなります。

また、広域ごみ処理施設を5市町で構成する一部事務組合により整備する場合には、各構成市町の都市計画における広域ごみ処理施設の位置づけや縦覧の範囲等の都市計画法上の具体的な手続についても十分に検討し、調整する必要があると考えております。

また、本市以外の4市町については、他の行政区域に公の施設を建設することになるため、都市計画決定を行う前に本市を含めた5市町において地方自治法の規定に基づく議会の議決が必要であると考えております。

今後、5市町や中部電力との広域ごみ処理施設に関する協議においては、都市計画法を含めた関係法令の手続について十分に調整を行いながら、適切に進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の都市計画に係る基本計画といたしましては、都市計画法の規定により、1市町村を超える広域のかつ根幹的な都市計画の基本的な方針として県が定める三重県都市計画区域マスタープランと地域に密着した都市計画の方針として本市が定める尾鷲市都市マスタープランがあり、いずれも2010年に策定されております。

三重県都市計画区域マスタープランは目標年次を2020年としていることから、現在、県において同年を目途に改定を行う作業が進められております。

一方、尾鷲市都市マスタープランは目標年次を2030年としているところですが、関連する県の都市計画区域マスタープランに則して定められるべきものであることや、2010年の策定後、本市を取り巻く社会情勢や都市環境に変化が生じていること、さらには、火力発電所の跡地利用を含め、地域の活性化につながるまちづくりをより一層推進する必要があることから、尾鷲市都市マスタープランについても見直しが必要であると考えております。

また、広域ごみ処理施設につきましても、現在の尾鷲市都市マスタープランの中では広域的なごみ処理施設のあり方を検討することとしておりますが、今後、

5 市町や中部電力との協議により計画が具体化していく中で、尾鷲市都市マスタープランに反映することも検討する必要があると考えております。

今後、三重県の改定作業の進捗状況も踏まえながら、本市の都市計画マスタープランの見直しに関するスケジュールや策定委員会、都市計画審議会の開催等の具体的な作業について検討を進めてまいります。

次に、旧市街地のゾーニングについてであります。土地利用のゾーニングとして尾鷲市都市マスタープランにおいて土地利用の現況や課題、土地形成の成り立ち、都市計画基礎調査などを踏まえて、本市域を四つの土地利用ゾーンに区分しております。その中で、旧市街地につきましては、密度の高い商業、業務、交通結節点として形成する終身商業業務市街地や既存商店街などで住宅と店舗、事務所との複合を図る町なか複合市街地として位置づけを行っております。それらのゾーニングについては、旧市街地の現状や課題、現マスタープラン策定後の社会情勢や都市環境の変化、火力発電所用地の活用検討の結果なども踏まえながら、尾鷲市都市計画マスタープランの見直し作業において検討してまいります。

なお、ゾーニングの検討を含む尾鷲市都市計画マスタープランの見直しに当たっては、国や県のさまざまな施策や制度の活用も視野に入れつつ検討を行い、より実効性の高い計画となるよう努めてまいります。

次に、都市計画税の今後の活用についてであります。

都市計画税は、地方税法により都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または、土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税として科することができるものと規定されております。

本年2月に開催していただきました総務産業常任委員会及び全員協議会で報告させていただいたとおり、都市計画税収に対して都市計画事業費等が下回り、余剰金の発生が恒常化していることから、累積余剰金を含めた都市計画税の用途について財政再建委員会を立ち上げ、検討を重ねております。

今後の都市計画税の活用方法についてであります。短期的には従来どおり都市計画決定された道路の整備に加え、既存の老朽化した都市計画施設の改修などに充当するほか、中長期では新たに整備する要件を満たした施設等に対して可能な限り都市計画決定を行い、都市計画施設を拡充してまいりたいと考えております。

次に、都市計画法において都市計画に定めることができる都市施設として都市機能別に14項目が規定されており、そのうちの必要なものを都市施設として定

めることとされております。都市施設を都市計画に定めることの意義につきましては、計画段階における整備に必要な区域の明確化や、土地利用や都市施設間の計画の調整、計画区域内の建築制限、必要な施設の規模や配置に対する住民の合意形成とされており、都市施設の計画的な立地や円滑な整備が主な目的であるとされております。そのため、既存施設を単に都市施設として位置づけることは、都市計画決定の趣旨になじまないものと考えられ、県等の関係機関との協議や都市計画審議会の審議においてもハードルが高いものと考えております。

一方で、都市計画施設の整備とは、必ずしも都市施設の新設に限られるものではなく、国の指針においては当該施設の機能を将来にわたり十分に確保する観点から、都市施設の老朽化対策である改修や更新についても都市計画事業として適用できることも示されております。そのため、引き続き、それらを含めた適用事業の洗い出しなど関係各課において幅広く検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、御回答申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 市長から、もう100点というほどぐらゐの答弁をいただきましたけど、ちょっと私が気になるのは、こういう場所でのやりとりではなかなか理解はできるんでしょうけど、一般市民の方が理解できるのかどうかというところが一つあるのかなと思うんですね。やはり都市計画というのはなかなかなじまないものですから、何が都市計画で、何が都市施設だか、先ほど11項目の話ありましたけど、その辺をもう少し市民にわかりやすくお知らせするというんですか、やっておかないと、今後の都市計画の決定に当たっても公聴会だとか縦覧とかいろんな細かい手続がたくさんありますので、それらを早く理解してもらって事業所に支障のないようにしていくのが一番いいじゃないかなというところがいつも思っております。

そこで、1点だけ気になるのは、5市町が今回、いろいろこれから準備組合をつくるんでしょうけど、さっきの紀北町の報道を見ますと、いろんな意見が出ていると。場合によっては、こう言っでは失礼かもしれませんが、いろんな検討段階での施設概要の金額だとか、そういうものまで先に出ているものですから、とらぬタヌキの皮算用をやっているのかなという気がするんですけど、いずれにしても5市町が一体となっていかなきゃいけないところを、今、市長が一生懸命発電事業者と協議を進めるための努力をされているところは理解しているので、

その辺は実際、本音のところ、ちょっと市長のほうから、5市町がこれから本当にうまく回っていただけるのかどうか、ここでちょっと、無理だったら答えなくて結構なので、よろしくお願いします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） この件の5市町一体となった施設、広域的なごみ処理施設の方向性については、一応、ほかの4市町については御理解いただいているということでございます。

ただ、これから協議を進めるということですので、具体的にどういうことを同意していくのかということ、これからの話なんですね。それを協議するためには、基本的なたたき案というんですか、たたき案というよりも基本的な数字にしろ、何にしろ、こうなったらこうなるよというある程度の方向性がなければ相手に説明することもできないと思います。あれはあくまでもたたき案であって、今回、やはり5市町、まず、中電との協議を開始、これからしますと。それは、5市町ときちんとその方向で進められるような協議であって、尾鷲が勝手にやるだけじゃなしに、協議しながら進めていくという、こういう方法で進めたいと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今の説明を聞いて、一番大切なことは、やはり作業スキームの中にフローチャートをしっかり入れて、やはり市民に理解してもらって、そうしておかないと尾鷲市以外の市町についても同じような縦覧行為は当然出てきますから、それらを含めてしっかりその協議の中でそのチャートをつくって、こういう作業でこういうふうに進めていますよというのをいつも誰が見てもわかるようにしておかないと、途中で何かあったときに大騒ぎにならないように、その辺をしっかりと市民に公表していくのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

また、先ほど市長が言った5年後の稼働に向けても、規模の縮小は当然出てきますね。5年後というと、また人口が減少する、他の市町も減っていきますから、規模が小さくなる。だけど、5年後になると、今度、焼却施設そのものも新たなものが出る可能性もあるということも含めて、しっかりその辺の情報提供をしながら、都市計画決定につなげていかないと、膨大なものを都市計画決定して国から補助金くださいというわけにはいかないでしょうから、そういうのも先ほど市長がお答えいただいたんですけど、都市計画の運用指針を含めて県との調整、

しっかりやっていただいて進めていっていただければなというふうには思っています。

今言った内容では、基本的に都市施設って尾鷲市の場合は散らばっているという言い方はおかしいんですけど、小さくてたくさんあるんですけど、それをいろいろ考え方をやっていこうとするとなかなか無理があるので、都市計画マスタープランだとか、そういうものをしっかり位置づけをしていかないといけないだろうと。その見直しに当たっても、既に先ほど言われた22年の旧市街地の土地利用方針の方向図を見ても、確かに承認はされているんですね。ところがその内容、先ほどありましたけど、中心商業業務市街地、あるいは、タンク群がある工業流通業務市街地という方向性は示しているんですけど、なかなか現実、今、22年からマスタープランを決めてからすぐできるものではないんですけど、やっぱり相当見直しをしていかないと、5年、10年じゃなくて、10年、20年先を見た尾鷲市をやっておかないと、改定作業にも支障が出てくるんじゃないかなというふうに思いますし、改定作業の一番、私はポイントになるのは、委員会とか審議会とか、いろいろ設置はしなきゃいけない、予算措置もしなきゃいけないんですけど、やはり国の動向とか県の動向を見て、いつもその補助対象となるような受け皿を明確に位置づけしておかないと、あれ、これ、このときに書いておけばよかったとか話になりますし、仮に私が国とか県の職員であれば、尾鷲市から補助要望が来たときに、そういうことはどこに書いてあるんですかという話は当然出ると思うんですね。ここが一番、ちょっと私、現実的に市街地再開発事業をやっていて怖かったのは、何も書いていないとか、抜けているとか、そういうことがないようにして改定作業を進めてほしいなと。ただ、まだ5年先とはいえども、もうそろそろ始めておかないと、県のやる区域マスタープランとの関係出てできますから、やはりしっかり整合をとって、連携をとって、場合によってはもう県のほうに1人ぐらい派遣して、その作業を確認しながらやってもいいんじゃないかなと私は思います。そのぐらいの大事な今回のこの発電所の撤退ということがありますので、将来の尾鷲市を考えるのであれば、それをしっかり作業としてやってほしいなというところがあります。

あと、ゾーニングについては、先ほど市長の答弁でありましたけど、用途地域の指定って、これ、なかなかエリアが狭いと難しいです。商業地だとか住宅地だとか決めても、なかなかそうはいかない。尾鷲市の現状から見た場合には、住工混在の誰でも仕事場もある、住みかもあるというところがやっぱり混在している

から、悪いとかじゃなくて、私は、また、逆に一つのまちの構成としてはすごくいいんじゃないかなと思いますので、そこを一つ考えながら、空き家がふえていくとか、道路が狭いとかというところを踏まえて、もう一度ちょっとゾーニングをしてみて、場合によっては区画整理事業をやってもいいんじゃないかと。お金はかかりますけど、最小限の区画整理事業ですね。

それから、あと、災害路計画、今、市長も答弁していましたが、今あるものに新しい線はもう入れられませんので、極端な言い方をすれば、その今、上野町の鉄道の橋、市の防災のところにある橋、地震が来たら多分、もう老朽化しているので落ちる可能性がある。だけど、都市計画決定はあのままではできないので、車のすれ違いも大変なので、じゃ、歩道をつけたような新しい決定をするとか、そういう工夫って結構あると思うんですよ。先ほど言った、前段に言った災害路計画、別に都市計画道路は22メートルとか30メートルの幅は要らないんですよ。9メートルでも都市計画決定できますので、そういうところを防災の面から考えて災害に強いまちづくり、その上にはもう一つ、区画整理事業とかあるんですけど、そういう工夫もしながら、場合によってはコンパクトシティ、そういうところも捉えてゾーニングの見直しも含めてやったほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひこの辺は即効性のあるメニューを少し皆さんで考えていただいてもいいのかなというふうに私は思っております。

次に、都市計画税なんですけど、都市計画税については昨日、質疑もさせていただきましたけど、まず、基本的に普通税と目的税、特に任意で課税となっている都市計画税については、やはり県の調査による個々の市民に何も示していないと、その活用方法についても、これが一番大きな欠点かなと私は思っています。

いずれにしても都市計画税は受益者負担の原則から課税されているんですけど、現実、享受されている実感が湧かないというのは、これ、誰でも多分同じことを言っているんじゃないかと思うんですよ。都市計画税を取りながら、どこで整備して何したのよということと言われないうためには、日々感じる市民の気持ちをいかに広報おわせで市民に知らせていくかということがあると思うんです。だから、そういうことでやっぱり市の説明責任って結構他の税金より重いんですよ。それに、普通税で取っている、取っているという言葉は悪いんですけど、いただいている市民の血税を普通にあると思うんですけど、目的税の場合は普通の税金より先が決まっていますから、やっぱり内容的にはすごい重いんですね。だから、そういうことも考えて将来の都市像に向けた基金はしっかりためなきゃいけないと、

もう一つ、都市計画税のあり方も検討すべきというふうに思います。これは別に区域どうのこうの話じゃないですよ。都市計画税の本来のあり方をしっかり検討して、誰が見ても、あっ、そうだよねというところをしっかりと考えて、ふだんの業務に頑張ってもらいたいというふうに思っております。

それから、あと、都市計画税は目的税ですから、当然、施設に使うのは当たり前の話なんですけど、変な施設の位置づけはやめてほしいというのと、今ある施設もたくさんありますので、そういうところにも活用できるわけですよ。今ある都市施設も新しいものもあれば、古いものもある。だから、もう都市計画の公園と位置づけされれば、そこにも投資ができる話なので、そういうところもしっかり予算の使い勝手をよくして考えてほしいと思います。

いずれにしても、都市計画税については細かいことを言っていくともう切りがないのであれなんですけど、制約が考えられるんですけど、その制約について今後も市長としてその都市計画税の扱いをどういうふうこれから考えていくのか、5年、10年先の話でもいいですよ、今、貯金しなきゃいけない時期なので、すぐあした使いますという話は当然ないと思いますので、ぜひちょっとその制約は考える中で、どのような使い勝手をこれから模索していくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、都市計画税、その対象になる14項目、基本はこれだと私は思っております。14項目の中で、それに該当する中で、今、尾鷲が喫緊にやらなきゃならない、あるいは、都市計画税の基金を使ってやっていかなきゃならない、いろんなあれがあると思うんですね。まず、基本的にはそういう話だと思います。

先ほどから議員がおっしゃっていますように、やはりこういうものに対する都市計画税のこういう活用方法については、やはり市民の皆様方に何らかの形で広報するなりしながら、当然のことながら税金をいただいているんですから、それがどういうふうに使われているのかという説明責任は当然あると思います。そういったこともやっていかなきゃならない。

新たに我々としても今までの道路をどうのこうのするという話じゃなしに、今あるものをメンテナンスしたいというような、新たな項目も見つかってきましたので、そういうことを関係部門等々も協議しながら、あるいは、専門家も交えながら、市の方針の中でいろんな協議をやっていきながら、きちんとした使い方を

やらせていただきたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） そのとおりであると思いますし、私自身はやっぱり長期的なスケジュールとか、優先順位、それから、あと、一般財源のある程度の充当、そういうのもあってもいいのかなど。でもこの一般財源の充当はなかなか議論しなきゃいけないところもあるんですけど、そこに最後には尾鷲市の財政計画をしっかりとやっておかないと、施設は指定したけど、お金もないんじゃないんですかという話になってしまう。それはもう完全避けなきゃいけないというふうにはありますので、今の尾鷲市のこの硬直した財政から見てもなかなか厳しいんですけど、その効率化だけを求めるのも大変なんですけど、やっぱり市民に理解を得て進めていかなきゃいけないだろうというふうに思います。

受益者負担という考え方で賦課されている住民だけでなく市民全体が理解を示すようにやっていく必要があるんだろうと。いわゆる旧市街地の方はある程度、指定された区域の部分の1,000分の3は納めていますけど、一定以外は納めていないと。だけど、それは都市施設がないからとか、いろいろありますけど、ただ、都市計画税でこれだけのまちがこれだけ整備されているんだよということは、全市民が理解しないと、やはり受益者負担と負担していない人のギャップが出てきて、負担している人のほうが声が大きくなるのかどうなのかわかりませんが、やはり都市計画の将来のまちづくりに使っているお金なんだよと、税金なんだよというところは、やっぱり市民全体に理解してもらうようにやらなきゃいけないだろうというふうに思っております。

基本的に税金と都市計画というのは切って切れないものがありますので、いずれにしても将来のまちづくりは必ず血税でやらなきゃいけないと。職員の方も給料の1割ぐらい出して都市計画やりましょうかという気持ちがあれば最高なんですけど、そうはいかないので、あくまでも税金の中でそれをうまく効率化して整備をしていくかということは大変なことだと思いますので、いずれにしても将来の尾鷲市を考えるのであれば、都市計画と税金は必ずセットで考えてもらって、なおかつ都市計画マスタープランも都市計画税があるからこの事業ができるんだとかというところ、もう一つは、一般財源でも何ができるのか、そういうところをしっかりと検討して、都市計画マスタープランを改定してほしいなというふうに思っています。

あと、1点だけちょっと失礼なんですけど、尾鷲市都市マスタープランと書い

であるんですけど、この都市マスタープランというのは通称でいう言葉なので、本来ここに計画が入らないと、これ、他の行政庁では都市マスというと総合計画のことをいうところもあるんですね。総合計画は地方自治法でもうつくらなくてよくなってきたので、都市計画マスタープランに基本計画は優先して事業を推進していくということが最近の大きな潮流になっていますし、逆に言うと、市長が一生懸命マニフェストを言っても、計画のないものはできませんよというのがあります。

ただどうしてもやりたい場合は、市民の意見を聞いて、いろんなことはできるということはあるんですけど、やはり都市計画マスタープランがベースでまちづくりを進めていくというときに必ず忘れちゃいけないのは、きょうあしたの話じゃなくて、10年、20年先に尾鷲市がどうなっているのか、そのとき、ああいう市長が一生懸命やってくれたから、今あるんだなということがなるようなものがこの道しるべになるんじゃないかというように思いますので、ぜひこの辺を理解していただいて進めてほしいなと、まちづくりを進めてほしいというふうに思っております。

今回は簡単ですけど、私の言いたいことを言わせていただいて、あとは市長はどう取り組むのか、9月議会にでもその進捗を確認したいなと、一歩でもいいからどういう方向性を見出したのか確認したいのと、マスタープランの見直しの事業スキームがどうなっているのか、その辺が出てくれば、5市町の話は別として、市としての作業の進捗は9月議会にちょっと確認させていただきたいと思います。そのときはもう少し長くなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

早いですけど、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございます。

議長（三鬼孝之議員） 市長の答弁、よろしいんですか。

4番（楠裕次議員） もう。

議長（三鬼孝之議員） 市長の答弁よろしい。よろしい。

4番（楠裕次議員） 要らないです。最初に全部答えてくれているので。

議長（三鬼孝之議員） ここで休憩とします。再開は1時15分からといたします。

〔休憩 午前11時43分〕

〔再開 午後 1時14分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に8番、仲明議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8 番（仲明議員） 平成30年度からスタートした新たな組織におきまして、2年目の加藤市長の改革の思いが少しずつでも前進し、本市に住み続けることができるために尾鷲市の産業振興や子育て支援などの施策に鋭意取り組まれていると推察をいたします。第2回定例議会に当たり、私自身のこれまでの思いを提案を含め、前向きな一般質問といたしますので、加藤市長には明快な答弁をいただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

4月の人事異動で病院事業に経験豊富な病院事業庁県立病院課長補佐の河合良之氏が尾鷲総合病院事務長に就任されました。就任されてから2カ月余りですが、既に総合病院の経営状況や体制などほぼ把握されたと思っております。

本市の尾鷲総合病院は、収益的収支の医業収支から十分な資金が得られず、資本的収支では建設改良費等の財源不足が生じ、一時借入金で補うなど運転資金不足であり、年度内に一時借入れと返済を繰り返し行っており、厳しい資金繰りが続いている状況です。さらに、安全で質の高い医療サービスを提供するには高度な医療機器等の更新などが今後も続き、多額の投資的経費が必要となることが予想されています。

近年の決算状況を見ますと、平成28年度決算では8,689万2,000円の単年度純利益が出ましたが、平成29年度決算では1億463万6,000円の純損失が見込まれております。

一方、医師数においても現在15名であり、三重大学病院や伊勢赤十字病院などの支援を得て東紀州の中核病院として維持していますが、医師不足が依然として続いております。

このような厳しい病院経営が現状であります。乳幼児からお年寄りまでいつでも診察を受けることができる総合病院体制を維持するため、経営改善と維持継続に向けての取り組みが必要不可欠であります。

まず、河合新事務長の就任に当たり、加藤市長の事務長への病院経営への期待を述べていただきたい。

河合新事務長からは、尾鷲総合病院の経営状態をどのように認識されたか、さらに、今後の目標と当面の課題について御説明をください。

壇上からは以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員御質問の河合事務長への期待についてお答えいたします。

まず、病院経営においては経営戦略に関する知識、ノウハウはもちろんのこと、医療全般に精通することが求められております。病院は、医療技術の専門家の集団で構成されており、医師、看護師、薬剤師といったマンパワーが基本であることから、病院の事務職員は専門性を高め、医師ら医療従事者と対等に議論していくことこそが病院経営に不可欠であると考えております。

私は常に相手と対等に議論するためには、旺盛な知識欲と洗練されたノウハウ、経験が必要であり、それがなければ知恵が生まれず、知恵がなければ相手と議論ができない、こういう持論を持っております。

今回、県にそういう人材の職員派遣を依頼したところ、県立病院での実務経験があり、病院事業庁で会計など財務を含め見識の高い河合良之氏の派遣がなかったものであります。

河合事務長には、これまで培ってきた病院経営に関する経験や知識を遺憾なく発揮していただき、市民から信頼される病院づくりに取り組んでいただきたいと強く期待しております。

以上、御回答申し上げます。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 尾鷲総合病院の経営状態に対する認識及び今後の目標と当面の課題についてお答えします。

病院経営を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進展により医療需要が大きく変化し、慢性疾患を中心とする医療ニーズが増大していく中で、医業収益を増加させることが非常に困難な状況にあり、病院経営はますます厳しくなっております。全国の公立病院における平成28年度の決算状況は785病院あるうち、60.5%に当たる475病院が純損失を計上している状況となっております。

そうした中で尾鷲総合病院の経営状態につきましては、平成28年度決算では収益的収支に対する一般会計繰入金が増額により、平成17年度以来の黒字決算になったものの、医業収益の大きな柱である入院収益及び外来収益の合計は平成24年度以降減少し続けてきており、昨年度の決算では3号補正後予算で1億463万円余の赤字となる見込みとなっております。

さらに、昨年度末の未処理欠損金は28億518万円余となる見込みであり、運転資金においても平成25年度から病院事業会計独自では確保することができず、一時借入金を借り越す状態が継続するなど、非常に厳しい経営状態であると認識しているところであります。

そうした中で、今後の目標といたしましては、早期に単年度収支の黒字化を図り、それを継続していくことが必要と考えております。そのためには、地域の医療ニーズに対応した医療提供体制を構築し、診療報酬制度への的確な対応などにより収益の増加を図るとともに、費用削減にも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

そうした中で、当面の課題としましては、現在、県の地域医療構想では東紀州地域で2025年に向けた目指すべき医療提供体制の方向性として、回復機能の一層の充実が示されております。こうした中で当面の課題といたしましては、平成31年4月から療養病棟において、地域包括ケア病棟入院料が算定できるよう取り組みを進め、収益の増加に努めたいと考えております。また、良質な医療サービスの提供や病院職員のコスト意識の向上及び収益の増加に向け、DPC制度への参加に向けた検討も進めていきたいと考えております。

費用削減におきましては、本年4月から実施しております診療材料及び薬品の一括調達業務により、確実な費用削減が図れるよう契約相手方と緊密に連携をとりながら取り組みを進めるとともに、さらなる費用削減に向け、院内各部門とのヒアリングなどを実施していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、尾鷲総合病院が地域の皆さんに信頼され、安心してかかっただけの病院となるよう、また、今後も安定的かつ継続的に病院運営ができるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 市長からの事務長への期待、事務長からは病院経営について詳細な経営認識をお聞きしまして、一応、安心をいたしました。特に、単年度収支の黒字化について期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

引き続き、質問を続けます。

子供が安心して安全に育つ環境づくりにおいても尾鷲市を初め、東紀州の中核病院として尾鷲総合病院の充実を経営時は進めていかなければなりません。昨年の9月議会においても24時間救急医療体制については一般質問をいたしました。再度、事務長に確認をいたします。

救急医療体制の維持は、病院群輪番制病院運営事業補助金では到底賄い切れないと推察をいたしますが、この地域の特性を考慮し、24時間救急医療体制の維持継続について事務長の力強い考えをお聞きいたします。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 尾鷲総合病院の救急医療体制の維持継続についてお答えします。

尾鷲総合病院は、紀北地区唯一の二次救急指定病院であり、365日24時間体制で救急患者を受け入れております。救急医療を行うには、平日は17時から翌朝8時までの15時間、休日は24時間、医療スタッフをそろえる必要があり、医師、看護師の当直と薬剤師を初めとする医療技術者が待機することにより、いつでも救急患者を受け入れられる体制を整えております。

特に、医師に関しましては現在、二次救急医療に係る日直、夜間当直について三重大学医学部などに応援医師の派遣を依頼するとともに、日祝日の昼間における一次救急につきましては、紀北医師会の御協力を得て、医師会所属の応援による診療を行っているところであります。

一方で、経営面では救急医療の体制の確保のため、多数の医療スタッフを配置する必要がありますが、それに見合った収益が見込めないことから不採算となっており、この不採算部門につきましては、昨年度は病院群輪番制病院運営事業補助金として3,332万円受け入れているほか、地方公営企業法に基づく経費負担の原則として繰り出し基準に基づき一般会計が負担することとなっております。約3,527万円の繰り入れを受け入れております。

今後は、医療人口の減少が見込まれ、さらに厳しい経営状況となることが予想されますが、不採算な医療であっても尾鷲総合病院が公立病院の役割として、また、東紀州地域における中核病院として、さらに地域の皆さんに安全と安心を提供する医療機関として、引き続き三重大学医学部を初めとする医療機関や紀北医師会からの医師派遣等の協力を得ながら救急体制を確保し、365日24時間の救急体制の維持に努めてまいります。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 事務長の力強い考えをお聞かせいただきました。ありがとうございます。

次に、産婦人科と小児科の将来的な継続について再度確認をいたします。

子供は宝です。尾鷲で出産できないまちにはいけません。このように私は訴えてきました。9月議会においても今から近い将来の産婦人科、小児科の医師確保を進めていく必要があると質問をいたしました。

私は、子育て支援の重要な課題であると捉えており、近い将来の産婦人科と小児科の医師確保について、事務長の考えをお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 尾鷲総合病院の産婦人科につきましては、紀北地域で出産できる唯一の病院として常勤医師1名体制により分娩を中心とした診療を行っており、昨年度におきましては新生児数は104人、延べ患者数は婦人科の診療と合わせて入院が819人、外来が2,306人となっております。

また、小児科につきましては、紀北地域で入院設備を有する唯一の小児医療施設として常勤医師1名体制により、尾鷲市、紀北町で開業されている小児科専門医、小児科を標榜されている医師の方々と連携しながら小児医療を行っており、昨年度の延べ患者数は入院が60人、外来患者数が3,090人となっております。

両診療科ともに常勤医師が1名体制であることから、医師の負担軽減を図るため、待機応援や常勤医師の休診時の代診等について三重大学医学部附属病院や関係病院から応援医師の派遣をいただき、対応しております。全国的に産婦人科、小児科につきましては、現在も医師不足の状況があり、三重大学医学部附属病院におかれましても医師派遣が厳しい状況である中、本地域の周産期医療、小児医療の維持存続のために応援医師の派遣を行っていただいております。

また、将来的な尾鷲総合病院の産婦人科、小児科の常勤医師の派遣等につきましても、引き続き三重大学医学部と協議を重ねながら要望を行い、産婦人科、小児科の医師確保に努めてまいります。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 昨年の出産が104人ということで、随分減少しておりますが、周産期医療も含めて産婦人科と小児科は一体であり、この地域にどうしても必要であります。将来の医師確保については、三重大学病院との連携のもと、着実に進めていただきたい、このようにお願いをしておきます。

次に、市政推進プロジェクトチームの尾鷲総合病院再生プロジェクトの進捗についてお聞きします。

本再生プロジェクトの方向性と工程表については、3月議会において資料が示されました。事務長は既に確認していると理解をしておりますが、この再生プロジェクトについて事務長の考え方、方向性を含め、修正する考えはありますか。

また、収益確保のための取り組みや在庫の縮減など、その後の進捗など公表できる範囲で事務長、お答えください。よろしく申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 尾鷲総合病院の再生プロジェクトにつきましては、病院再生に係る取り組みとしてリニアックの更新、診療材料、医薬品等の一括調達、病院機能の転換を含め8項目を掲げているところであり、本年度以降も当該取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

そうした中で収益確保の取り組みといたしましては、平成30年度診療報酬改定に伴い新設された医療安全対策や感染防止対策に係る加算等について体制を整備した上で、本年4月から算定を開始しているとともに、入院基本料につきましても地域包括ケア病棟、入院基本料の算定や10対1入院基本料に係るDPC制度への参加等について院内で検討を行っているところであります。

また、在庫の縮減につきましても、医師、看護師等を交えて2カ月に1回、診療材料検討委員会を開催し、薬品、診療材料の使用実績に見合う定数を徹底的に見直すとともに、安価な同等品への変更等を行った結果、当院全体の在庫金額が平成28年度末では約5,321万7,000円であったものが、昨年度末では約3,800万円となり、約1,500万円の削減となっております。引き続き、さらなる収益の確保や費用削減に向けて取り組んでまいります。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 再生プロジェクトの方向性についての修正のことなんですけど、本定例会の市政報告では、総合病院の経営改善の中で職員のコスト意識向上による経営改善を推進するため、DPC制度への参加に向け検討しておりますと表明をいたしました。

再生プロジェクトの工程表の中でDPC制度の位置づけはどこに当てはめましょうか。事務長、総務課長でも結構です。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） DPC制度の参加についてのプロジェクトを入れるべきかどうかという御意見だと思いますけれども、その部分については、DPCについては、これまで本議会において導入の是非についていろいろ御議論されておりますことから、本定例会の行政常任委員会においてDPCに対する市の考え方を説明し、御議論をいただいた後にプロジェクトとして取り組むかどうか

というのを検討させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますよう
よろしく申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 総合病院においても収益確保の取り組みは最重要課題であります。
DPC制度についても十分な検討を重ね、今後、詳細な説明を委員会に提出いた
だくよう、よろしく願いをいたします。

次に、3月議会において説明がありました事項について質問をいたします。

なお、これらの取り組みについては、診療科目の変更以外は先ほど確認した再
生プロジェクトに掲げられたものでございます。

一つは、本年3月31日付で麻酔科標榜医が退職され、病院事業の設置等に関
する条例の一部が改正され、麻酔科等が廃科となり、削除されました。

また、消化器内科、外科等も医師がいないことから、実態に合わせて削除され、
診療科目20科が15科に変更されました。この診療科目の減少により、本年4
月からの患者の変動や診療科目の相談及び手術等の影響がなかったかどうか、事
務長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 診療科目の減少につきましては、平成30年度
第1回定例会での条例改正において削除した診療科5科のうち、腎臓内科、消化
器内科、消化器外科、呼吸器内科の4科については、以前から専門的な診療科と
して診療を行っていなかったため削除したものであり、本年度においても内科、
外科の中で診療を行っていることから患者数に影響はないと考えております。

また、麻酔科につきましては、専門医の退職に伴い条例上、削除を行ったもの
であります。手術等への影響につきましては、外科医が麻酔を行うことが可能
であり、外科医で対応できない症例につきましては非常勤の麻酔科医が対応して
おり、手術等への影響はございません。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 二つ目は、診療材料及び薬品等一括調達業務について質問いたし
ます。

本年度4月から診療材料及び薬品等を一括調達するため、セイコーメディカル
株式会社と委託契約を結び、既に薬品等の調達は新たな仕組みで進められてい
ると思っております。

委託契約は調達権、交渉権が一括調達事業者に移譲され、見積もり徴収や支払い業務の簡素化が図られ、業務量は軽減されるとのことでした。新たな業務が開始されたばかりですが、4月から2カ月の薬品、診療材料費等の削減額は、従来の購入方法と比較してどの程度あらわれたか、お示しをください。

また、1年間の削減見込み額2,531万円を達成できるかどうか、その見通しを事務長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 診療費、材料費につきましては、昨年度まで当院が各業者から見積書を徴収し、最低価格の業者から個別に購入しておりましたが、本年度からはさらなる材料費の削減の取り組みとして契約を締結した一括調達事業者から材料を調達しているところであります。

診療材料費につきましては、昨年12月に一括調達事業者と契約を締結し、本年3月までに一括事業者と納入業者との価格交渉を終え、4月から交渉後の新価格で購入しております。4月分につきましては、約600種類の診療材料を一括調達事業者から購入し、約2,930万円を支払っております。前年度単価で換算した額と比較すると、約75万円の削減となっております。

また、薬品につきましては、平成30年度診療報酬改定に伴い適用することとなる新薬価基準が本年3月に告示されたこともあり、4月以降価格交渉を行っているため、現時点では削減額をお示しすることはできません。

今後、薬品費等につきまして交渉により今より安い単価で調達できることや、現在使用している材料につきましても、同種同効品でより安価な材料へ切りかえること等により、さらなる材料費の削減を行い、当初に見込んだ削減額2,530万円を達成してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 材料費については75万程度効果が出ておると、薬品については改定があるので今のところお示しできないということですけど、全体の額で2,530万円が達成できる見込みであるということですので、その後の動向をきっちり収集をしていただきたいと思っております。

関連して、一括調達業務と関連いたしますので、在庫管理についてどのような仕組みで管理をしているか、また、委託業者であるセイコーメディカルの在庫管理のかかわりはどうなのか、御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） まず、今回の一括調達業務の受託業者の業務内容につきましては、病院が発注する診療材料及び薬品等について納入業者の決定と価格交渉を行うのが主な業務となっており、在庫管理につきましては病院が行うため、一括調達事業者のかかわりはありません。

そうした中で、診療材料につきましては、当院の物品管理センターが購入した全ての診療材料を受け入れ、各診療科や病棟からの請求に基づき払い出しを行っているところであり、在庫管理についても当センターにおいて各材料別の在庫定数を定めた上で、在庫切れを起こさないよう、使用数に応じて発注数が把握できる定数管理システムを導入し、行っております。

また、薬品の在庫管理につきましても、薬剤部において一元管理を行っているところであります。

さらに、棚卸しにつきましては、監査委員の立ち会いのもと、年2回実施するとともに、当院独自でも定期的に実施し、正確な在庫数の確認に努めているところです。

今後も引き続き適正な在庫管理に努めてまいります。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 先ほどの説明の中で1,500万程度在庫管理が削減されたということもありまして、セイコーメディカルの在庫管理はかかわらないということでございますので、企業経営においては在庫管理は非常に重要な要素であります。ルールに従った在庫管理をこれからも徹底していただきたいと、このように思っています。

次に、地域包括ケア病棟への転換について質問いたします。

地域包括ケアシステムを支える役割を担う病棟として、療養病棟から地域包括ケア病棟への転換については、平成31年度開始を目途に検討準備を進めていることと思います。この病棟の利点は、基本点数が高く収益増が見込めること、リハビリの提供があることなどであり、難点は看護配置数が13対1となり、現在より三、四名不足すること、入院後60日以内の退院調整となることですが、看護婦の確保の見込みと60日以内の退院調整は、退院後の対応を含め、具体的にどのような調整になるかお示しをください。

また、入院中の投薬量は包括算定のため基本料に含まれるとのことですが、入院患者への一般的な投薬について御説明をいただきたい。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 地域包括ケア病棟への転換に係る看護師の確保見込みにつきましては、平成31年4月の採用に向け、既に1人の内定を出しているとともに、同年3月に看護学校等を卒業見込みの看護学生3人に対して修学資金の貸与を行っており、4人の確保の見込みが立っているところであります。

また、定年退職者に加え、普通退職による看護師が出てくることも想定しておく必要があることから、さらなる看護師の採用に向け看護師養成学校への訪問や就職説明会への出席、三重県ナースセンターや当院のホームページ、地元新聞等を活用した募集広告の掲載などの取り組みを行っているところであります。

次に、入院後60日以内の退院調整についてであります。

入院時から病棟と地域連携係が連携し、患者の症状、家族の介護力、日常生活の自立度、経済力など経済的な状況などをしっかり把握した上で退院先の方向性を検討し、急性期治療を経過し、病状が安定した患者さんに対して退院後、安心して生活していただけるよう地域連携係が地域の医療機関、ケアマネジャー、訪問看護師、介護施設等の連携をとりながら最適な退院先を調整させていただきます。

なお、診療報酬制度上、地域包括ケア病棟入院料の算定は60日以内となっておりますが、引き続き医療の必要性がある患者につきましては、60日を超えて入院していただくことになります。

地域包括ケア病棟の入院患者に対する投薬につきましては、包括算定のため入院基本料に含まれることから、後発医薬品を中心とした投薬となりますが、患者の症状に応じ適切な投薬を行ってまいります。

なお、この投薬方法につきましては、現在の療養病棟の投薬方法と同じ考え方になっています。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ここでちょっと想定されることは、31年度開始ですけど、やはり60日以内の退院調整が一番に問題なところだと思うんですわ。ドクター、言ったら看護師含めて、家族の方に十分な調整ができるよう、退院後の処遇についてどのような処遇が一番いいかというような説明が十分になされるような考え方をこれからさらに検討をお願いしたいということでお願いをしておきます。

次に、尾鷲総合病院の広域化について提案をいたします。

4月に行われた市議会報告会及び市老人クラブ連合会との懇談会におきまして、尾鷲総合病院を介護の紀北広域連合のように広域化に何とかできないかという意見がありました。私も以前から東紀州の中核病院である尾鷲総合病院の持続可能な運営を行うには、紀南病院、熊野市、御浜町、紀宝町による一部事務組合の公立病院ですが、のように、一部事務組合か広域行政で運営をしていかなければ到底維持できないという思いがありましたので同感です。条件整備をして、広域化していくべきであると私見ではありますが、お答えをいたしました。

尾鷲総合病院では、国の新公立病院改革ガイドラインに基づき、尾鷲総合病院新改革プランを平成29年3月に策定いたしました。新改革プランは経営効率化、経営形態の見直し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化など四つの視点に立って改革を進めるとし、必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すものであります。

医療圏人口の減少に伴い患者数が減少し、医業収益が年々減少傾向であり、救急医療や周産期医療などの不採算部門も維持していかなければならない状況の中、ドクターを初め、病院スタッフの懸念、懸命な努力において新改革プランが着実に進められても厳しい状況が続くものと推測されます。

紀北地区には尾鷲総合病院、第一病院、長島回生病院の3病院がありますが、尾鷲総合病院が地域における急性期病床の88%を占めており、急性期医療の中心的な役割を果たしております。

この際、新改革プランを後押しし、持続可能な東紀州の中核病院とするため、尾鷲総合病院の広域化、一部事務組合もしくは広域行政を目指すべきであると考えますが、市長、どう思いますか、お答えください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員の御提案の尾鷲総合病院の広域化についてお答えしたいと存じております。

一般的に普通地方公共団体では、その事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定めて、そして、県知事の許可を得て一部事務組合を設けることができること、こういうふうになっております。これは手続といたしますか、この話で。

平成28年度におきまして、今、どういう状況になっているかというと、全国で病院関係の一部事務組合が79団体、107の病院が運営されております。そして、平成20年度以降に一部事務組合を設置し、病院運営を行っている事例でございますね、事例といたしましては、診療圏の人口の減少及び患者数の減少の

ほか、医療スタッフの不足、収支の悪化などにより、二つの町がそれぞれ運営する病院が医療提供体制を維持できない状況となったことから、一つの病院に集約、あるいは統合し、一部事務組合が経営主体となって運営することによって持続可能な医療提供体制を確保したケースがあります、まず。

そういった中で三重県地域医療機構では、東紀州区域の人口は2015年から2025年までのこの10年間、1万1,500人の減少が見込まれており、当該区域の医療需要も減少していくことがこれがもう予想されております。このことから、今後の尾鷲総合病院の病院経営はますます厳しくなるものと私自身、認識しております。これが今の現状でございます。

そういった中で、一方では、尾鷲総合病院の地区別患者数を見てみますと、昨年度実績で入院患者の45.6%、そして、外来患者の41.5%が市外からの患者となっております。

このような病院を取り巻く環境は、環境や現状、地域医療の確保にかかわる基礎自治体の役割を踏まえ、今後も尾鷲総合病院が東紀州地域の中核病院として、また、地域の皆様に安全と安心を提供する医療機関として安定的かつ継続的に病院運営ができますよう、今後の大きな課題の一つとして一部事務組合など広域運営については検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 一部事務組合のあれが79団体、107病院ということで、公立病院が50から60%赤字という中で、その中にも一部事務組合は含まれておると思います。

現在の一部事務組合は、消防が紀北消防組合が一部事務組合ですね、広域連合が広域行政ですね。合併がなかったということもあって、病院だけが今おかれておるわけなんですけど、中核病院として考え方としては、やっぱり広域的な目線で運用していくということがやっぱりこれからは大事なんじゃないかというふうに思っています。

今まで幾つかの接触なり協議が広域化についてはあったと思われま。しかし、この際、条件整備をきっちりとやり、正面切って市民、町民の皆様の声を聞いて、前向きな協議をする仕組みが必要であると私は思っています。その準備を研究検討、検討じゃなしに、その準備を今始めていくべきだと思うんですが、具体的に市長、どうですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 結論から申しまして、準備はしていかなくやならないと考えております。それは、先ほどから申し上げておりますように、これから5年先、10年先、このまちがどういうふうになっているのか、あるいは、広域的に東紀州の地域の人口減少、こういったものがはっきりあらわれております。それから、もう一つは高齢化といったもの、大きくあらわれています。

そういったことに対してどう対応していくのか。当然、基本的な考え方としては、現状、尾鷲総合病院の収支は赤字です。こういう状況の中で、まず、第1には、黒字化を目指す、先ほどの事務長からの説明がありましたように、まず、黒字化を目指すということが最前提条件であると。黒字化になるまでそれは目指さないのか、一方では広域化を目指すのか、そうじゃないと思います。それを目指すと同時に、並行させてやはりこういう青写真はきちんとつくっておくべきだと思っています。

一部事務組合の設立につきましては、メリット、デメリットあります。でも一部事務組合などによる事務の一部の共同処理につきましては、独立の法人格を持つ特別地方公共団体として設立されているため、財産の保有が可能であるとともに、議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確になる、こういうことがやっぱりメリットだと言われております。

デメリットでは、構成団体の意見調整に時間が要し、迅速な意思決定が難しいんじゃないかと、こういうデメリットはあるんですけども、そういうこともありますけれども、そういう中身もやっぱり精査しなくやならない。一方では、これをどうやっていくのか、一つの方向性を示さなくやならないと思います。

だから、申し上げておりますように、一つではやはり事業収支が黒字化するためどうしていったらいいのか、これは、具体的には先ほど事務長が申し上げた形の中で、これは徹底的にやっつけていかなくやならない。

一方では、やはりこういうどんだん人口減少によって、どうしてもやっぱり広域化というのは進めていかないとお客さんを取り囲むということは絶対できないんですよ。それをするための一番の効率としてやっぱり広域化というのを目指しておりますので、私はそういったことから、今後、一部事務組合の構成団体となっております他市町、まず基本的な他市町村の状況を調査するとともに、一部事務組合の設置に係る諸条件、こういったものも含めて取りかかりたいと。それを今後、どう検討していくのかということについても考えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 先ほど私が広域化の条件整備をしてくださいという話をしたんですけど、私見でございますから、私の考えた条件整備、ちょっと説明させていただきます。

一つ目は、累積欠損金については、協議の条件から除外をして、今後の単年度収支の黒字化を前提に協議に入ると、これが一つですね。

二つ目は、不採算部門の繰り出し基準額の負担の基準をきっちり定める、これが二つです。

もう一つは、単年度収支を黒字化することが重要で、少なくとも単年度において欠損金を発生させないために財政安定化のための繰り出しの基準を定める。

これが、この三つがそうなんですけど、もう一つは、市民及び町民の皆様持続可能な病院経営の重要性を周知し、わかっただいて、東紀州地域の中核病院の広域化の意義を、言ったら市町全体の声とすると、このような展開をしていかないと、行政の首長だけが話し合っていたのでは、僕は前に進まない。やっぱり近隣の、あるいは、意識関係もございまして、総合病院の重要性、必要性を考えれば、おのずから出てくる回答ではないかと、このように思っています。総合病院の持続可能な運営のための経営管理は大変厳しく、困難であります。何とか知恵を出して思い切った施策により前進をさせていただきたい、このように私は思っています。

これで、私の一般質問を終わります。答弁は結構です。

議長（三鬼孝之議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、あす13日水曜日、午前10時より続行することといたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

〔散会 午後 1時57分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 内 山 將 文